第二百二十二条の二十三　即決裁判手続によつて審理し、即日判決の言渡しをした事件の公判調書については、判決の言渡しをした公判期日から二十一日以内にこれをファイルに記録すれば足りる。

2　前項の場合には、その公判調書の記載の正確性についての異議の申立期間との関係においては、その公判調書をファイルに記録すべき最終日にこれをファイルに記録したものとみなす。

第二百二十二条の二十四　即決裁判手続によつて審理し、即日判決の言渡しをした事件について、裁判長の許可があるときは、裁判所書記官は、第四十四条第一項第二十二号及び第二十五号に掲げる記録事項の全部又は一部を省略することができる。ただし、控訴の申立てがあつた場合は、この限りでない。

［2　略］

（上訴取下げの申立ての方式・法第三百五十九条等）

第二百二十四条　上訴取下げの申立ては、書面でこれをしなければならない。ただし、公判廷においては、口頭でこれをすることができる。この場合には、その申立てを公判調書に記録しなければならない。

（同意書等の提出・法第三百六十条）

第二百二十四条の二　法第三百五十三条又は第三百五十四条に規定する者は、上訴の放棄又は取下げをするときは、同時に、被告人のこれに同意する旨の書面又は電磁的記録を提出しなければならない。

第二百二十八条　刑事施設に収容されている被告人が上訴の提起期間内に上訴の申立書を刑事施設の長又はその代理者に提出したときは、上訴の提起期間内に上訴をしたものとみなす。

（訴訟記録等の送付）

第二百三十五条　控訴の申立てが明らかに控訴権の消滅後にされたものである場合を除いては、第一審裁判所は、公判調書の記録の正確性についての異議申立期間の経過後、速やかに訴訟記録及び証拠物を控訴裁判所に送付しなければならない。

（控訴趣意書の差出期間・法第三百七十六条）

第二百三十六条　［略］

2　前項の規定による通知は、通知書（電磁的記録をもつて作成するものを含む。以下この条及び第二百五十二条において同じ。）を送達してこれをしなければならない。この場合において、通知書を電磁的記録をもつて作成したときは、これをファイルに記録しなければならない。

［3・4　略］

（控訴趣意書の謄本）

第二百四十一条　控訴趣意書には、相手方の数に応ずる謄本を添付しなければならない。

2　前項の規定は、控訴の趣意の申述を法第五十四条の二第一項の方法によりする場合には、適用しない。

（控訴趣意書の謄本等の送達）

第二百四十二条　控訴裁判所は、速やかに、相手方に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものを送達しなければならない。

一　控訴趣意書が差し出された場合　控訴趣意書の謄本

二　控訴の趣意の申述が法第五十四条の二第一項の方法によりされた場合　ファイルに記録されている控訴趣意書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（法第五十四条の四ただし書の場合にあつては、同条の記録媒体に記録されている控訴趣意書に記載すべき事項を記載した書面）

第二百二十二条の二十三　即決裁判手続によつて審理し、即日判決の言渡しをした事件の公判調書については、判決の言渡しをした公判期日から二十一日以内にこれを整理すれば足りる。

2　前項の場合には、その公判調書の記載の正確性についての異議の申立期間との関係においては、その公判調書を整理すべき最終日にこれを整理したものとみなす。

第二百二十二条の二十四　即決裁判手続によつて審理し、即日判決の言渡しをした事件について、裁判長の許可があるときは、裁判所書記官は、第四十四条第一項第十九号及び第二十二号に掲げる記載事項の全部又は一部を省略することができる。ただし、控訴の申立てがあつた場合は、この限りでない。

［2　同上］

（上訴取下の申立の方式・法第三百五十九条等）

第二百二十四条　上訴取下の申立は、書面でこれをしなければならない。但し、公判廷においては、口頭でこれをすることができる。この場合には、その申立を調書に記載しなければならない。

（同意書の差出・法第三百六十条）

第二百二十四条の二　法第三百五十三条又は第三百五十四条に規定する者は、上訴の放棄又は取下をするときは、同時に、被告人のこれに同意する旨の書面を差し出さなければならない。

第二百二十八条　刑事施設に収容されている被告人が上訴の提起期間内に上訴の申立書を刑事施設の長又はその代理者に差し出したときは、上訴の提起期間内に上訴をしたものとみなす。

（訴訟記録等の送付）

第二百三十五条　控訴の申立が明らかに控訴権の消滅後にされたものである場合を除いては、第一審裁判所は、公判調書の記載の正確性についての異議申立期間の経過後、速やかに訴訟記録及び証拠物を控訴裁判所に送付しなければならない。

（控訴趣意書の差出期間・法第三百七十六条）

第二百三十六条　［同上］

2　前項の通知は、通知書を送達してこれをしなければならない。

［3・4　同上］

（控訴趣意書の謄本）

第二百四十一条　控訴趣意書には、相手方の数に応ずる謄本を添附しなければならない。

［新設］

（控訴趣意書の謄本の送達）

第二百四十二条　控訴裁判所は、控訴趣意書を受け取つたときは、速やかにその謄本を相手方に送達しなければならない。

［新設］